

令和7年度 沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業
養親希望者手数料負担軽減事業＜交付申請マニュアル＞

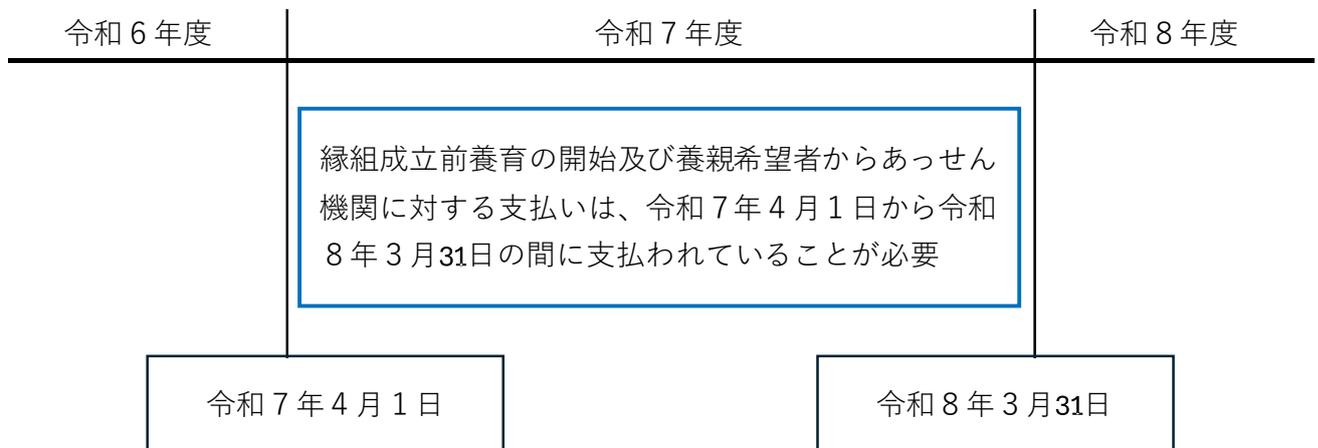
- 1 事業の概要
- 2 補助の内容・要件
- 3 交付申請の手続き
- 4 交付申請必要書類一覧・チェックリスト
- 5 交付申請書の記載例
- 6 あっせん事業者ご担当者様へ

1 事業の概要

- この事業は、沖縄県内の養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養親希望者」という。）の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組民間あっせん機関（以下「あっせん機関」という。）に対して支払った手数料について、沖縄県が養親希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助するものです。
- このマニュアルでは、補助の内容や要件、申請に必要な手続き等をご案内しております。内容をご確認の上で申請手続きを行っていただくようお願いいたします。

2 補助の内容・要件

- あっせん機関が、事業所が所在する都道府県知事から許可を受けた日付より後に締結した契約に基づいてあっせんを行い、養親希望者が縁組成立前養育を開始した場合に、養親希望者があっせん機関に対して支払った手数料について、補助を行います。
- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、あっせん機関の手数料の支払いを行った場合を補助対象とします。（令和8年4月1日以降の支払いについては、令和8年度の助成事業の補助対象となります。）



- あっせん機関に対して支払った手数料について、1人（世帯）当たり60万円を上限として補助を行います。
- 補助の回数は、1回のあっせんごとに1回に限ります。
- 縁組成立前養育開始日から交付申請日までの間、沖縄県内に居住していることが必要です。（ただし、交付申請の時点で、縁組成立前養育が開始していない場合には、交付申請の時点で沖縄県内に居住していることが必要です。）

3 交付申請の手続き

(1) 必要書類

	必要書類	備考
1	令和7年度 沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金(変更)交付申請書(第2号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・原本をご提出ください。本人控えとしてコピーを保管してください。
2	所要額調書(養親希望者手数料負担軽減事業) (別紙5)	
3	沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業 手数料支払証明書(別紙6)	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん事業者が記入する書類です。 後述の「6 沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業～手数料支払証明書(別紙6)の記載例」に基づき、あっせん機関が証明したものを、沖縄県にご提出ください。 ・原本をご提出ください。本人控えとしてコピーを保管してください。
4	住民票(謄本)の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県内に居住していること、世帯主との続柄を確認するための書類です。 ・申請日から3か月以内に発行されたものに限りです。 ・個人番号(マイナンバー)は記載しないでください。 ・原本をご提出ください。
5	あっせん機関が発行した領収書のコピー (※交付申請の時点であっせん機関に手数料を支払い、領収書の交付を受けている場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん機関へ支払った手数料の金額を確認するための書類です。 ・コピーをご提出ください。領収書原本はお手元で保管してください。 ・交付申請の時点で手数料を支払っていない場合には、実績報告の際にご提出いただきます。

(2) 申請方法・送付先

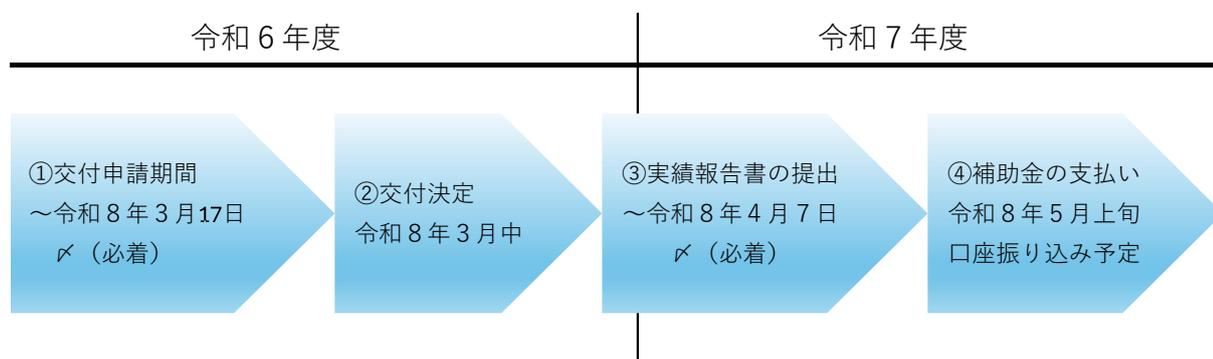
- 申請は郵送にて記枠内の住所・宛先へお願いします。※直接、当課への提出でも構いません。
- 簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達証明される郵便をお勧めします。
- 申請期間は令和8年3月17日(火) **【必着】**となります。

※3月18日から31日の期間で民間あっせん機関への手数料の支払予定のある方については事前にご相談ください。

住 所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 宛 先：沖縄県子ども未来部 子ども家庭課 問合せ：電話 098-866-2174 / Fax 098-868-2402

(3) 補助金支払いまでの流れ

- ① 申請書類を沖縄県子ども未来部子ども家庭課（以下「県」という。）へ郵送。
- ② 県は、交付申請の内容を審査して適当であれば、申請者へ交付決定の通知を送ります。
- ③ 交付決定通知を受けた方は、指定された期日までに、県へ実績報告書兼請求書を郵送。
- ④ 県は、報告書の審査結果が適正の場合、以下の時期迄に確定した補助金を支払います。



(4) 支払いに当たっての注意事項

- 補助金は口座振込でお支払いします。
- 振込先口座は、申請者名義の口座を指定していただきます。（旧姓や配偶者名義の口座は指定できません。）

- ゆうちょ銀行の口座を振込先に指定する場合には、振込専用の店名・預金種目・口座番号が必要です。
- 指定する金融機関の口座を確認するための書類として、通帳（口座番号・名義が分かる箇所）等のコピーを実績報告書兼請求書に添付してください。

(5) その他の留意点

- 申請書添付書類の発行等にかかる手数料及び切手代等郵送に係る費用などは、申請者の負担になります。
- 補助金の交付決定等は書面にてお知らせします。住民票で確認した住所以外に送付することはできませんので、申請後に転居をした場合等は郵便局へ転送届を行うとともに、実績報告書提出時に転居後の住民票を添付してください。
- 申請書類に不備や不足があった場合は、確認や追加提出依頼のために県の担当者から連絡することがあります。（原則として、申請者の電話番号にご連絡します。）
- 提出いただいた書類は返却できません。コピー等を取った上でご提出ください。
- 本事業で受け取った補助金は、各人にとって所得税法上の「一時所得」となります。本補助金以外に一時所得がある場合、合計額によっては税務署への確定申告が必要です。確定申告の方法などは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

4 交付申請必要書類一覧・チェックリスト（養親希望者手数料負担軽減事業）

No	提出書類	☑
交付申請様式		
1	沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金（変更）交付申請書（第2号様式）	<input type="checkbox"/>
	申請年月日は記載していますか。	<input type="checkbox"/>
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	申請年月日の時点で、沖縄県内に居住していますか。	<input type="checkbox"/>
	氏名の横に押印していますか。（シャチハタ印不可）	<input type="checkbox"/>
2	所要額調書（養親希望者手数料負担軽減事業）（別紙5）	<input type="checkbox"/>
	申請者は交付申請書（様式2）の申請者と同一ですか。	<input type="checkbox"/>
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	養子縁組あっせん契約締結（予定）年月日、縁組成立前養育開始（予定）年月日は、手数料支払証明書（別紙5）に記載してある年月日と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	縁組成立前養育開始（予定）年月日の時点で、沖縄県内に居住していますか。	<input type="checkbox"/>
	補助金算定額表の総事業費(A)の欄には、あっせん機関に支払った手数料の総額を記載していますか。また、手数料支払証明書（別紙6）に記載してある領収（予定）金額と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	補助金算定額表の補助基準額(B)の欄には、申請年度の補助上限（40万円）を記載していますか。	<input type="checkbox"/>
3	沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業 手数料支払証明書（別紙6）	<input type="checkbox"/>
	※本様式は、あっせん機関に記入・証明を依頼してください。 沖縄県には原本の送付が必要です。本人控えとして、コピーを取ってください。	<input type="checkbox"/>
	養子縁組あっせん契約締結（予定）年月日、縁組成立前養育開始（予定）年月日、あっせん手数料の領収（予定）日・領収（予定）金額を確認しましたか。	<input type="checkbox"/>
その他必要な書類		
1	住民票（謄本）の写	<input type="checkbox"/>
	申請日から3か月以内に発行されたものですか。	<input type="checkbox"/>
	申請者・配偶者それぞれの氏名の記載がありますか。	<input type="checkbox"/>
	続柄で夫婦であることが確認できますか。	<input type="checkbox"/>
2	あっせん機関が発行した領収書のコピー（交付申請又は実績報告時）	<input type="checkbox"/>
	※交付申請の時点であっせん機関に手数料の支払いを行っており、あっせん機関から領収書の交付を受けている場合には、領収書のコピーを添付してください。 ※交付申請の時点で手数料を支払っていない場合には、実績報告の際に提出してください。	<input type="checkbox"/>
	領収書の日付は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの日付ですか。	<input type="checkbox"/>
	領収書の日付は、手数料支払証明書（別紙6）のあっせん手数料の領収日と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	領収書の金額は、手数料支払証明書（別紙6）のあっせん手数料の領収金額と一致していますか。	<input type="checkbox"/>

5 交付申請書の記載例【第2号様式・別紙5】

第2号様式（交付申請・沖縄県民向け）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

申請者氏名

※うすく色がついているセルに入力してください。それ以外のセルには、自動で入力されます。

令和 年度沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金（変更）交付申請書

申請・決定された内容を追って変更する場合は、（変更）を○で囲んでください。

標記について、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

(別紙5) 所要額調書の「補助所要額(E)」が自動で入力されます。

1 申請額 金 600,000 円

2 所要額調書（養親希望者手数料負担軽減事業）（別紙5）

3 沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業 手数料支払証明書（別紙6）

4 その他必要な書類

別紙5(交付申請・沖縄県民向け)

所要額調査書 (養親希望者手数料負担軽減事業)

申請者	フリガナ 氏名	オキナワ タロウ 沖繩 太郎	住所・ 電話番号	(〒900-8570) 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 (電話番号 098-1234-5678)
配偶者	フリガナ 氏名	オキナワ ハナコ 沖繩 花子	住所・ 電話番号	(〒900-8570) 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 (電話番号 098-1234-5678)

○あっせん事業の概要

事業者名	〇〇法人 ●●●●	事業所の所在地 ・電話番号	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) (電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)
養子縁組あっせん契約 締結(予定)年月日	△△年 △△月 △△日	縁組成立前養育 開始(予定)年月日	■■年 ■■月 ■■日

○補助金算定額表

総事業費	補助基準額	選定額	補助基本額	補助所要額	備考
(A)	(B)	(C)	(D)=(C)	(E)	
円	円	円	円	円	
755,550	600,000	600,000	600,000	600,000	

- (注) 1 「総事業費」の欄は、あっせん事業者への支払い(予定)手数料の総額を記載すること。
 2 「補助基準額」の欄は、補助要綱の別表の2の欄に掲げる補助基準額を記載すること。
 4 「選定額」の欄は、「総事業費」及び「補助基準額」とを比較して、少ない額を記載すること。
 5 「補助基本額」の欄は、「選定額」と同額を記載すること。
 6 「補助所要額」の欄は、千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。

あっせん事業者に支払った手数料の総額※を入力してください。
 (※申請年度の4月1日から3月31日の間に支払われていることが必要です。)

※うすく色がついているセルに入力してください。それ以外のセルには、自動で入力されます。

6 あっせん事業者ご担当者様へ

～ 沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業 手数料支払証明書（別紙6）の記載例

別紙6(交付申請・沖縄県民向け)

沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業 手数料支払証明書

第 号
 令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

あっせん事業者の名称 ○○法人 ●●●●

所在地 ○○○県△△市■●-××××

電話番号 ○○○-○○○○-○○○○

代表者氏名 □□ □□

印

沖縄県→【あっせん事業者様】
 手数料支払いの事実証明のため、事業者様の
 押印は省略不可です。

下記のとおり、沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業の対象となるあっせん手数料の支払いを

・受けたこと
 ・受ける予定であること

を証明します。

沖縄県→【あっせん事業者様】
 本様式を記載する時点で、
 ・養親希望者からすでに手数料の支払いを受けている場合
 →「受けたこと」に○
 ・これから支払いを受ける場合
 →「受ける予定であること」に○

あっせん事業者記入欄

あっせん事業の許可を受けた日	○○年 ○○月 ○○日	沖縄県→【あっせん事業者様】 事業所が所在する都道府県知事から許可を受けた日付を、記載してください。
----------------	-------------	--

養親(希望者)情報記入欄

	申請者	配偶者
フリガナ	オキナワ タロウ	オキナワ ハナコ
養親氏名	沖縄 太郎	沖縄 花子
養親の住所	〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
養子縁組あっせん契約締結(予定)年月日	△△年 △△月 △△日	
縁組成立前養育開始(予定)年月日	■●年 ■●月 ■●日	
あっせん手数料の領収(予定)日／領収(予定)金額	1回目	◇◇年 ◇◇月 ◇◇日 / 金 55,550 円
	2回目	●●年 ●●月 ●●日 / 金 700,000 円
	3回目	年 月 日 / 金 円

沖縄県→【あっせん事業者様】
 支払いが同一年度内で3回までは各回の記入欄へ、それ以上の回数に渡る場合は、必要な証明書を追加して作成してください。

<注意事項>
 ※ あっせん契約締結日は、あっせん事業の許可を受けた日以降であることが必要です。
 ※ 縁組成立前養育の開始日は、申請年度の4月1日から3月31日の間であることが必要です。